



# 目 次

1. トラック運送業に係る標準的な運賃を告示	1
2. 新型コロナウイルス感染防止関連マニュアル	5
3. 街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果	8
4. 令和元年度 運転マナーアップ推進事業にかかる調査結果について	9
5. 会員だより（株）テクノが「オリジナル布マスク」を寄付	10
☆行政だより	
(1) 運転経歴証明書が交付済であることを表示するシールの活用について	11
(2) 自動車運送事業者における運輸安全マネジメント評価を行う 第三者機関の認定について	14
(3) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための来庁抑制へのご協力について	15
(4) 新型コロナウイルス感染症対策下におけるアルコール検知器の取扱いについて	18
(5) 新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請について	19
(6) 緊急事態宣言対象地域を往訪した方の把握及び健康観察について	21
(7) 新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の対象地域拡大に伴う対応について	25
☆国税だより	28
☆陸災防だより	
講習案内	29
☆大分産業機械技能教習所だより	31
☆お知らせ	
(1) NASVAからのお知らせ	
・ 第一・第三土曜日の開業について	32
・ 適性診断業務「任意診断」の新規受付休止のお知らせ	33
・ 運行管理者等指導講習等の開催中止のお知らせ	33
(2) 運輸局 春の定期人事異動	34
(3) 衝突注意！西大分駅かんたん交差点付近高架下	35
(4) 新入会員紹介	36
(5) 会員名簿訂正方のお願い	36
(6) 大分県トラック協会関連施設の改修工事について	37
(7) 燃料情報	37
(8) 行事予定表	39
(9) 帳票関係FAX注文書	40

当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。  
閲覧用パスワードは「6311」です。

# トラック運送業に係る標準的な運賃を告示

## 持続可能な物流の実現に向けて、取引の適正化・労働条件の改善を進めます

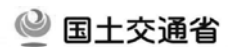
国土交通省は4月24日付けで「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」の告示を行った。

トラック運送業の運転者の労働環境は、他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が深刻な課題となっている。

こうした背景を踏まえ、運転者の労働条件の改善等を図るため、一昨年末、議員立法により、①規制の適正化、②事業者が遵守すべき事項の明確化、③荷主対策の深度化、④標準的な運賃の告示制度の導入を内容とする貨物自動車運送事業法の改正が行われた。

このうち、「標準的な運賃の告示制度」は、一般にトラック事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を維持していくに当たっては、法令を遵守して持続的に事業を行っていくための参考となる運賃を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられた。

### 改正貨物自動車運送事業法に基づく標準的な運賃について（告示：令和2年4月24日）



- ドライバーの労働条件の改善等を図るため、法令を遵守して持続的に事業を運営するための参考となる運賃を示すことが効果的との趣旨により、「標準的な運賃の告示制度」が創設。
- 標準的な運賃は、①トラック事業の能率的な経営の下における適正な原価に、②適正な利潤を加えたものを基準。原価の算定に当たっては、①ドライバーの賃金を全産業の標準的水準に是正すること、②コンプライアンスを確保できることを前提。

#### 1. 運賃表の設計方針

##### ○運賃表の基本

⇒ 貸切(チャーター)を前提として、(1)距離制、(2)時間制の双方の運賃表を策定。また、上限・下限の幅は設けず統一的な運賃を設定。

##### ○車種等の違い

⇒ 車格別(2t, 4t, 10t, 20t)について設定。 ・ ドライバン型のトラックを基準として算出。 ※冷凍・冷蔵のバン型車については割増率を設定

○地域差 ⇒ 地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定。

#### 2. 運賃と料金の考え方

⇒ 料金(待機時間料、高速道路料金、フェリー料金、燃料サーチャージ等)については、運賃表とは別に項目を規定。

※待機時間料は、30分を超える場合の1時間当たりの標準的な料金を設定(30分以内の待機時間に係る費用は固定費に算入)。

#### 3. 「適正な原価」の考え方

##### ○元請け・下請けの関係

⇒ 実運送事業にかかる原価等を基準に運賃を算出。

##### ○減価償却費(車両)

⇒ 法定耐用年数とリース期間・融資期間等の実態を加味し、5年での償却を前提に算出。

##### ○人件費

⇒ 全産業平均の時間当たりの単価を基準。

##### ○間接費(一般管理費等)

⇒ トラック運送事業の平均値を使用。

##### ○借入金利息

⇒ 営業外費用として、適正な原価に算入。

##### ○掃り荷の取扱い

⇒ 実車率50%の前提で算出。

#### 4. 「適正な利潤」の考え方

⇒ 経常利益(営業外収入を除く。)として一定水準確保できるよう、自己資本に対する適正な利潤額を算定。

# 標準的な運賃（距離制運賃表）

## I 距離制運賃表

九州運輸局

（単位：円）

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	12,370	14,370	18,430	23,040
20km	13,890	16,160	20,870	26,230
30km	15,410	17,960	23,320	29,410
40km	16,930	19,750	25,760	32,600
50km	18,460	21,550	28,210	35,790
60km	19,980	23,340	30,650	38,980
70km	21,500	25,130	33,090	42,160
80km	23,020	26,930	35,540	45,350
90km	24,540	28,720	37,980	48,540
100km	26,070	30,520	40,430	51,720
110km	27,580	32,280	42,790	54,800
120km	29,100	34,050	45,160	57,880
130km	30,620	35,820	47,520	60,960
140km	32,140	37,580	49,890	64,030
150km	33,660	39,350	52,260	67,110
160km	35,180	41,120	54,620	70,190
170km	36,700	42,880	56,990	73,260
180km	38,210	44,650	59,360	76,340
190km	39,730	46,410	61,720	79,420
200km	41,250	48,180	64,090	82,500
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,020	3,500	4,660	6,050
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,560	8,750	11,650	15,140

## 標準的な運賃（時間制運賃表）

### II 時間制運賃表

（単位：円）

種 別			車種別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
			局 別				
基 礎 額	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
	沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880		
	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
九州			18,530	22,190	28,840	36,410	
沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130			
加 算 額	基礎走行キロを超える場合 は、10kmを増すごとに	北海道	280	340	510	710	
		東北	280	340	510	710	
		関東	280	340	510	720	
		北陸信越	280	340	510	710	
		中部	280	340	510	710	
		近畿	280	340	510	710	
		中国	280	340	510	710	
		四国	280	340	510	710	
		九州	280	340	510	710	
	沖縄	280	340	510	710		
	基礎作業時間を超える場合 は、1時間を増すごとに (4時間制の場合であつ て、午前から午後にわたる 場合は、正午から起算した 時間により加算額を計算す る。)	北海道	2,850	2,990	3,200	3,780	
		東北	2,720	2,850	3,050	3,600	
		関東	3,820	4,000	4,280	5,060	
		北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820	
		中部	3,430	3,590	3,850	4,550	
		近畿	3,400	3,560	3,810	4,510	
		中国	3,020	3,160	3,390	4,000	
		四国	2,810	2,940	3,150	3,730	
九州		2,840	2,980	3,190	3,770		
沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300			

## 標準的な運賃（割増率等）

### III 運賃割増率

#### 【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	2割
---------	----

#### 【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

#### 【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離	2割
----------------------	----

### IV 待機時間料

車種別 時間	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,670 円	1,750 円	1,870 円	2,220 円

### V 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として収受

### VI 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

### VII 燃料サーチャージ

別に定めるところにより収受

### VIII その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(公益社団法人 大分県トラック協会版)

# 新型コロナウイルス感染防止 関連マニュアル

## 新型コロナウイルス感染防止3原則

- うがい、手洗いの励行とマスクの使用
- 点呼時の発熱状況、体調の確認  
(毎朝の体温測定の義務化など)
- 3密箇所への立入り回避と指導の徹底

## 加えて

- 休日の過ごし方についての指導の徹底
- コロナウイルス関連の情報収集と従業員への情報発信
- 感染者多数地域、緊急事態宣言対象地域に運行した乗務員の健康チェックと車両等の消毒

## 事業所内における感染の疑いがある従業員への対応

### (症 状)

- 重症化しやすい人（高齢者・持病がある・抗癌治療を受けている）
- 妊婦

**風邪の症状や37.5℃以上の発熱が2日程度続いた場合**

- 重症化リスクの低い人（上記の要件以外、子供）

**風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日程度続いた場合**

### (初期対応)

- 当該従業員に保健所へ連絡させ、通院、検査の必要性の確認を行う。
- 自宅待機の指示

## 事業所内における感染者と濃厚接触の疑いがある従業員への対応

### (該当要件)

- 発熱や呼吸器症状があり、感染者と一定時間以上近距離で接触した場合
- 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状があり、感染流行地に渡航、居住した者
- 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状があり、感染流行地に渡航、居住した者と濃厚接触した場合

### (初期対応)

- 当該従業員に保健所へ連絡させ、通院、検査の必要性の確認を行う。
- 自宅待機の指示

## 事業所内における従業員の感染が確認された場合の対応

- 保健所に連絡し、必要な措置の指示を仰ぐ
- 社内で同様の症状及び感染者と濃厚接触があったと思われる従業員の確認
- 配送ルートにおける関係先への連絡
- 職場における消毒作業（保健所に相談）



## 大分県内保健所一覧

保健所	管轄市町村	電話番号	FAX (開庁時間のみ)	E-mail (開庁時間のみ)
大分市保健所	大分市	097-536-2222	097-532-3356	hoyobo2@city.oita.lg.jp
東部保健所	別府市・杵築市 日出町	0977-57-2511	0977-57-2512	a12080@pref.oita.lg.jp
国東保健所	国東市・姫島村	0978-72-1127	0978-72-3073	a12082@pref.oita.lg.jp
中部保健所	臼杵市 津久見市	0972-52-9171	0972-62-9173	a12083@pref.oita.lg.jp
由布保健所	由布市	097-582-0550	097-582-0691	a12084@pref.oita.lg.jp
南部保健所	佐伯市	0972-22-0562	0972-25-0205	a12085@pref.oita.lg.jp
豊肥保健所	竹田市 豊後大野市	0974-22-0162	0974-22-7580	a12086@pref.oita.lg.jp
西部保健所	日田市・九重町 玖珠町	0973-23-3133	0973-23-3135	a12087@pref.oita.lg.jp
北部保健所	中津市・宇佐市	0979-22-2210	0979-22-2211	a12089@pref.oita.lg.jp
豊後高田保健所	豊後高田市	0978-22-3165	0978-22-2684	a12091@pref.oita.lg.jp

# 街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」とし街頭啓発活動を実施していますが、令和2年4月に実施された結果についてご報告致します。

支部名/分会名		時 間	場 所	事業所数	人 数	備 考
大分西	中央西	7:30~8:00	大分市新川町 新川交差点	8社	8人	4月6日
		7:30~8:00	大分市新川町 新川交差点	8社	9人	4月15日
	大分南	7:30~8:00	由布市庄内 由布市市役所横交差点	4社	7人	4月20日
県北	宇佐	7:45~8:15	宇佐市江須賀 柳ヶ浦高校前交差点	10社	10人	4月6日
		7:45~8:15	宇佐市江須賀 柳ヶ浦高校前交差点	4社	4人	4月15日
	中津	7:45~8:15	中津市 田尻交差点	9社	10人	4月20日
西部	玖珠	7:30~8:00	玖珠郡玖珠町山田 玖珠分会事務所前	12社	13人	4月6日
県南	佐伯	7:30~8:00	佐伯市 佐伯警察署前	9社	10人	4月15日

※コロナウイルス感染拡大防止のため、中止とした支部分会（大分東支部、別杵支部、西部支部、臼津支部）

※4月28日現在、報告受理分のみ掲載

## 街頭啓発活動の様子



西部支部玖珠分会



大分西支部中央西分会



県北支部中津分会



県南支部佐伯分会



大分西支部大分南分会

# 令和元年度 運転マナーアップ推進事業にかかる調査結果について

## 1. 目的

協会に運転マナーについての苦情が未だに寄せられることから、会員自らが組織する指導員による巡回を実施し、マナー違反の傾向を把握すると共に各会員事業所において乗務員への教育に反映させ、プロドライバーとしての自覚を再認識させることとする。

## 2. 調査の内容

- 対象は、県内を走行する事業用トラック
- 調査エリアは、県下13ブロック（分会ごと）
- 調査の実施者は、各ブロックの指導員
- 調査の手法は、指導員が日常の中で見かけたマナー違反をチェックリストに記載

## 3. 巡回の期間

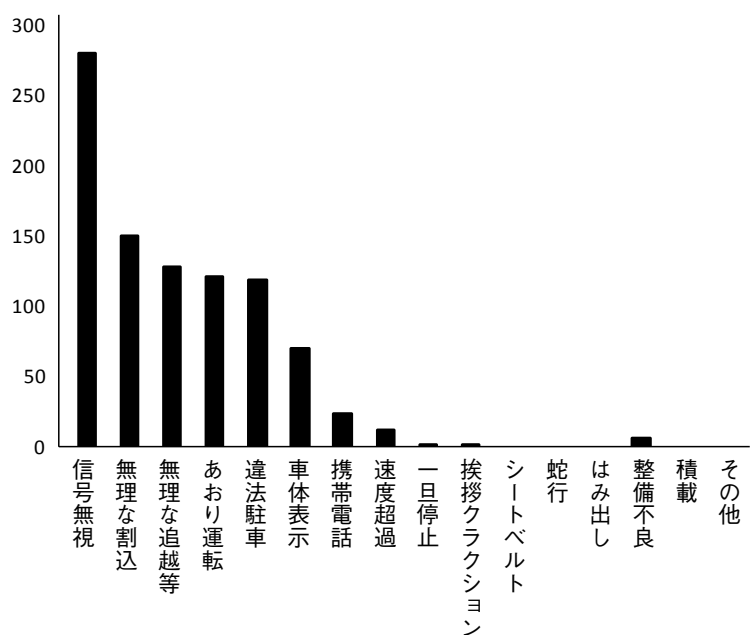
平成31年4月～令和2年3月（12ヶ月間）

## 4. 巡回人員

延べ408人／12ヶ月（13分会）

## 5. 集計結果

	項目	件数	構成比
①	信号無視	279	30.9%
②	無理な割込	149	16.5%
③	無理な追越等	127	14.1%
	あおり運転	120	13.3%
	違法駐車	118	13.1%
	車体表示	69	7.6%
	携帯電話	23	2.5%
	速度超過	11	1.2%
	一旦停止	1	0.1%
	挨拶クラクション	1	0.1%
	シートベルト	0	0.0%
	蛇行	0	0.0%
	はみ出し	0	0.0%
	整備不良	5	0.6%
	積載	0	0.0%
	その他	0	0.0%
	計	903	100.0%



## 6. 課題

巡回の結果をみると、重大事故に繋がる信号無視、無理な割込、無理な追越等、あおり運転の4項目の違反が全体の74%を占めており、協会宛に寄せられる一般者からの苦情内容と同様の傾向がみられる。また、違法駐車が近年大幅に増えており、今後より一層の会員事業者への周知の徹底を図る。

## 7. 対策

自家用車ドライバーの模範となるよう認識させると共に、プロドライバーとしての誇りを醸成させる教育が必要と考える。毎月の安全会議などでマナー違反をしないように注意喚起するとともに、SDカードによる違反歴の確認を実施し自身の問題でもあることを強く認識させる。また、優良な乗務員にはインセンティブを付与することで、違反者との差別化を図り「安全への意欲」を向上させる。さらには、必要に応じ服務規程の整備を行い乗務員に周知させる等の対策を講じる。協会としては、この結果を広く会員事業所へ周知し安全が何よりも優先する風土づくりに取り組むこととする。

## 会員だより

### (株)テクノが「オリジナル布マスク」を寄付

4月23日(木)、国東市の株式会社テクノ（上野浩伸社長）は、同市内の幼稚園、小学校、中学校等へ通う園児、児童、生徒や教職員に活用してもらうよう、同社の縫製工場で特別に製造した「オリジナル布マスク」2,400枚を寄付した。

本社の近くに小学校があり、臨時休校により元気に登校する児童の姿が消え、何か会社として役に立つことができないかと思いたち、本業の合間をぬって縫製技術を活かし、マスクを初めて製造した。学校が再開となったときに、子供たちが少しでも安心して学校生活を送れるように、との願いが込められている。

※今回のマスクは、(株)テクノの縫製工場で特別に製造されたもので、市内の子どもたちのために作られたものです。寄付用のため在庫もなく、今現在、マスクの生産や販売の予定はありませんのでお問い合わせはされないよう、予めご了承くださいますようお願いいたします。



左から、三河明史国東市長、上野浩伸社長、来友和工場長

# 運転経歴証明書が交付済であることを表示するシールの活用について（通知）

標記について、大分県交通安全推進協議会（会長：広瀬勝貞大分県知事）から周知依頼がありましたので、お知らせします。

交推協第148号

令和2年3月26日

大分県交通安全推進協議会長

大分県知事 広瀬勝貞

さて、令和元年12月20日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、マイナンバーカードと運転経歴証明書との一体化等の観点から、令和2年度以降、警察において、運転経歴証明書が交付済であることを表示するシール（以下、単に「シール」という。別添1）を公布することとされました。

このシールは、マイナンバーカードケースに貼付し、マイナンバーカードと一体的に提示することにより、運転経歴証明書本体を携帯していなくても、当該証明書が交付済であることを証明することができるものであり、このシールがマイナンバーカードとともに活用されることが期待されます。

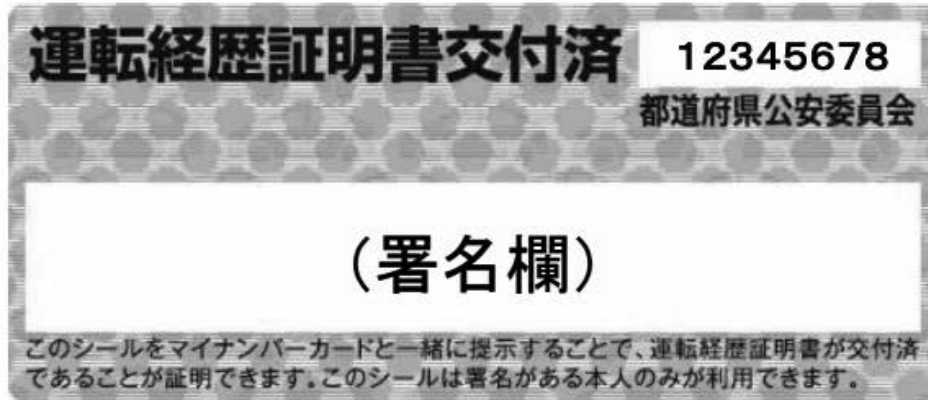
つきましては、関係者に対し、運転経歴証明書が交付済であることを表示するマイナンバーカードと一体化したシールの活用について周知していただきますようお願いいたします。

また、令和2年2月末時点、県下では360店舗・会社が高齢者運転免許自主返納サポート加盟店に登録されており、交通等様々な業種の多くの事業者には、運転経歴証明書の保有者に対する割引等のサービスをご提供いただいておりますが、こうした事業者に対しまして、マイナンバーカードとそのケースに貼付されたシールが提示された場合には、運転経歴証明書本体の提示と同様に、割引等のサービスを御提供いただくよう、チラシ（別添2）を活用するなどにより周知していただきますようお願いいたします。

今後も、高齢者の運転免許自主返納支援への御協力をよろしくお願いいたします。

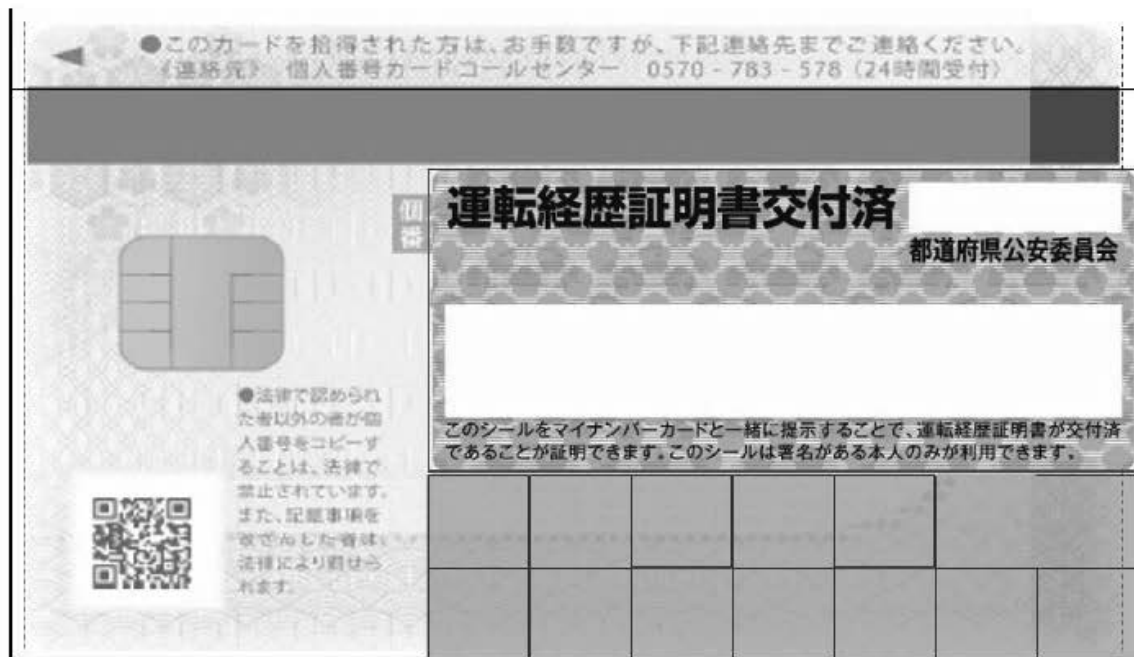
〈担当者〉 大分県交通安全推進協議会事務局  
大分県生活環境企画課 中川・平川  
TEL:097-506-3060  
E-mail:hirakawa-taichi@pref.oita.lg.jp

## 運転経歴証明書交付済シール



寸法: 24mm × 56mm

## マイナンバーカードケースへの貼り付けイメージ



運転経歴証明書の保有者の方に  
サービスをご提供されている事業者の皆様へ

## 「運転経歴証明書交付済シール」のご案内

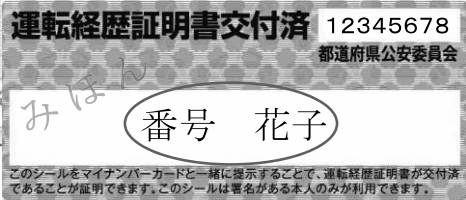
- ★ 運転経歴証明書の保有者の方は、「運転経歴証明書交付済シール」をマイナンバーカードと一緒に提示すれば、運転経歴証明書本体がなくても、運転経歴証明書が交付済であることが証明できるようになりました。
- ★ バスやタクシーに乗車する際などに、シールをマイナンバーカードと一緒に提示した方については、運転経歴証明書を提示しなくても、割引等のサービスをご提供いただきますようお願いいたします。

### シールの見方

- 1 シールには、保有者の方の氏名が記入されています。
- 2 シールの保有者の方が、割引等のサービスを受けようとする際、シールをマイナンバーカードと一緒に提示します。  
シールは、マイナンバーカードケースの裏面に貼付されています。
- 3 シールの氏名とマイナンバーカードの氏名が同一であることをご確認のうえ、割引等のサービスをご提供いただきますようお願いいたします。



マイナンバーカード



このシールをマイナンバーカードと一緒に提示することで、運転経歴証明書が交付済であることが証明できます。このシールは署名がある本人のみが利用できます。

シールはマイナンバーカードと一緒に提示されます

シールを活用したマイナンバーカードの普及促進にご協力下さい！

# 自動車運送事業者における運輸安全マネジメント評価を行う第三者機関の認定について

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じ、国土交通省から周知依頼がありましたので、お知らせします。

全ト協発第8号(環・適)

令和2年4月6日

各都道府県トラック協会会長 殿

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

公園社団法人 全日本トラック協会

会 長 坂 本 克 己

## 自動車運送事業者における運輸安全マネジメント評価を行う第三者機関の認定について

さて、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント評価等の実施」については、平成21年10月27日付け全ト協発第398号(環)にて通知したところですが、今般、国土交通省から、評価を行う第三者機関として、一般社団法人日本海事検定協会を認定したとの通知がありましたので連絡いたします。

つきましては、貴協会傘下の会員事業者に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

### 運輸安全マネジメント評価 第三者機関一覧

令和2年4月1日 現在

会 社 名	認 定 日	役 職	電 話 番 号
独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA)	平成21年10月26日	安全指導部マネージャー	03-5608-7610
MS&ADインターリスク総研株式会社	平成22年9月16日	交通リスクマネジメント部 交通リスク第一グループ長	03-5296-8916
SOMPOリスクマネジメント株式会社	平成22年3月31日	モビリティコンサルティング部	03-3349-5437
東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成22年3月31日	運輸・モビリティ本部	03-5288-6586
一般財団法人 日本品質保証機構 (JQA)	平成22年3月31日	マネジメントシステム部門	03-4560-5720
一般社団法人 日本海事検定協会 (NKKK)	令和2年3月26日	検定サービスセンター審査 評価チーム チームリーダー	045-201-2843



# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 来庁抑制へのご協力について（依頼）

標記について、九州運輸局自動車交通部長から依頼がありましたので、お知らせします。

---

事 務 連 絡

令和2年4月21日

九州運輸局自動車交通部長

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 来庁抑制へのご協力について（依頼）

さて、令和2年4月16日に開催されました、新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置を実施する区域が全都道府県に拡大され、基本的対処方針におきましては、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指すこととされております。

そこで、関係する事業者の皆様には、これまでも感染拡大防止のためのテレワークや時差出勤へのご協力や、事業継続の願いを差し上げているところですが、これらに加え、以下の取り組みにつきましても、趣旨をご理解いただくとともに、貴団体傘下会員に対して周知いただきますようお願い致します。

1. 各種申請・届出は、郵送による提出が可能であるため、各運輸支局輸送部門への申請・届出は、出来る限り郵送によりお願いします。  
なお、来庁が必要な場合であっても、各種申請・届出はまとめてご提出いただくなどの工夫をお願いします。
2. 各種相談案件につきましては、極力、電話又はメールでお願いします。
3. 旅客及び貨物自動車運送事業の輸送実績報告は、電子申請での提出も可能であることから、極力、郵送又は電子申請によるご提出をお願いします。

～新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたお願い～

自動車運送事業の申請・届出等の書類は、

できるだけ、

郵送等によりご提出ください。

書類を郵送によりご提出いただく際にお願いたいこと

- 申請・届出にかかる内容の確認や修正等の連絡は、電話等により行います。また、申請・届出の処理が終了したのち発行する事業用自動車等連絡書や申請書・届出書の控えは、郵送にてお送りいたします。申請・届出を郵送にて提出いただく際は、連絡先等を記載したメモなどをご同封ください。

○郵送いただく際に同封いただきたいメモの内容

- ◆事業者名
- ◆ご担当者のお名前・役職
- ◆ご住所（返送先）
- ◆ご連絡先（メールアドレス及び電話番号）
- ◆関係書類（連絡書等）の受け取り方法（郵送・窓口での受け取り）

※郵送での受け取りを希望される場合は、返信用封筒（必要額の切手を貼付）のご同封にご協力ください

○郵送先

〒870-0906  
大分市大州浜1丁目1-45  
大分運輸支局 輸送・監査部門 あて

○やり取りのイメージ

申請者

- ◆申請書等一式
- ◆連絡先等のメモ
- ◆返信用封筒

① 郵送

④ 必要に応じ、電話  
等でやりとり

⑥ ⑤を郵送

運輸支局

- ② 書類確認後、受理
- ③ 審査（補正要否の確認）
- ⑤ 認可書・連絡書等作成

- ・書類等に不備がある場合は、受理せず、一旦返送させていただく場合もあります。
- ・郵送による手続きは、窓口での対応に比べ、郵送にかかる時間が必要となりますので、余裕を持って提出していただけますようお願いいたします。
- ・申請書、届出書の様式は九州運輸局HP（以下参照）よりダウンロードできます。  
[http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/m\\_butatr.html](http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/m_butatr.html)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出の自粛や人との接触機会の低減などが呼びかけられており、自動車運送事業の手続きも、できるだけ来庁を控えていただくことが、皆様の感染リスクを抑え、社会全体の感染拡大防止につながるものと考えております。

このため、自動車運送事業の許可・認可・届出等の手続きを行う際には、特に問題のない限り来庁を避けていただき、できる限り申請書・届出書等を郵送等にてご提出をいただけますよう、ご協力をお願いいたします。

大分運輸支局輸送・監査部門

運送事業の手続き書類の郵送にかかる連絡票

(1) 申請・届出について

申請・届出を行う方 (運送事業者名)	
申請・届出等の種類 (該当するものに ○をつけて下さい)	① 許可申請・認可申請 ② 自動車運送事業(緑ナンバー)の増減車の届出 ③ 貨物軽自動車運送事業(黒ナンバー)の届出 ④ 自家用自動車貸渡(レンタカー)の届出 ⑤ その他( )

(2) ご郵送をいただく方(書類を提出される方)について

会社名	
会社住所	〒
ご担当者役職氏名	所 属： 役 職： お 名 前：
ご担当者連絡先	電話番号： メールアドレス：

(3) ご希望の関係書類の受け取り方法(どちらかに○をつけて下さい)

郵送での受け取り	窓口(大分運輸支局)での受け取り
----------	------------------

(郵送での受け取りをご希望される場合、返信用封筒のご同封にご協力ください)  
 ※申請((1)「申請の種類」①)は、手続きが終了しましたら(2)までご連絡をいたします。  
 届出((1)「申請の種類」②~④)は、運輸支局に到着した日のうちに手続きが終了します。  
 (不備等があった場合は、(2)まで電話等でご連絡を差し上げます)  
 ※届出による関係書類について、郵送による受け取りをご希望の場合は、発送いただいてから関係書類がお手元に届くまで、1週間程度必要とお見積りください。  
 窓口での受け取りをご希望の場合は、郵送した日から3日を置いて(その日が休日の場合は翌営業日に)窓口へお越しください。  
 (事前に連絡をいただくと確実です 大分運輸支局 輸送・監査部門  
 連絡先：097-558-2107 音声ガイダンス3番)

.....

郵送先

〒870-0906 大分市大州浜1丁目1-45 大分運輸支局 輸送・監査部門
--

# 新型コロナウイルス感染症対策下における アルコール検知器の取扱いについて

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じ、国土交通省自動車局安全政策課長から周知依頼がありましたので、お知らせします。

---

## 新型コロナウイルス感染症対策下における アルコール検知器の取扱いについて

今般、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、アルコール検知器の使用方法等については、アルコール検知器協議会の知見を踏まえ、下記のとおり留意することが適当と考えられるので、傘下会員に対する周知と併せ、引き続き感染予防を徹底して頂く旨の要請をお願いします。

### 記

#### 1. アルコール検知器の除菌について

アルコール検知器を介しての感染に関し、新型コロナウイルスのみならず他の感染症については、ストローを使用者ごとに取り替える等により、使用者同士で直接的に接触しないことから、感染する可能性は極めて低いと考えられます。

このため、アルコール検知器を除菌することや、車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底することも一案です。除菌に際しては、機器によって適切な除菌方法が異なることから、自社で使用する検知器のメーカーに問い合わせることが適当です。(※1)

#### 2. アルコール検知器の誤検知の防止について

手指や検知器をアルコールで除菌した直後にアルコール検知器を使用すると、揮発したアルコールにより誤検知する可能性があることから、必要に応じてアルコール検知器協議会の作成したチラシ(※2)を参考にすること、除菌後一定時間を置いてからアルコール検知器を使用すること等の措置を採ることが適当です。

(※1) 問合先については、アルコール検知器協議会ホームページ内に掲載予定です。

(※2) アルコール検知器協議会ホームページ内

「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器の使用にあたっての留意事項」<https://j-bac.org/topics/2020/95195/>

# 新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請について

標記について、厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣から周知依頼がありましたので、お知らせします。

厚生労働省発0410第1号  
総情流第31号  
入管庁政第89号  
2文科総第4号  
国総政第2号  
令和2年4月13日

関係事業者団体代表者 殿

厚生労働大臣  
総務大臣  
法務大臣  
文部科学大臣  
国土交通大臣

## 新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請について

新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者が生じており、経済全般にわたって甚大な影響をもたらしているところです。

また、4月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出され、今後、更なる経済へ影響がもたらされることも懸念されます。

こうした状況等を踏まえ、政府としては、過去にない規模となるGDPの2割に当たる事業規模108兆円の経済対策を講じてまいります。特に、事業継続や雇用維持のため、実質無利子・無担保の資金繰り支援策を民間金融機関に拡大するとともに、特に厳しい状況にある中小・小規模事業者等に対する給付金制度の創設、納税や社会保険料の支払い猶予等の措置を講じてまいります。また、雇用調整助成金の特例措置もさらに拡充し、解雇等を行わない雇用を維持する企業に対して、正規、非正規に関わらず、中小企業は9/10、大企業でも3/4に引き上げるなどの助成率の上乗せや、雇用保険被保険者でない労働者の休業の対策への追加、申請に係る負担の軽減などの追加措置を実施します。

貴団体におかれましては、これらの施策も活用いただくとともに、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大と緊急事態宣言という前例のない状況下において、特に急激な事業変動の影響を受けやすい有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者並びに新卒の内定者の方々等の雇用の維持を図るため、改めて、下記の事項につきまして、なお一層のご協力をお願い申し上げます。

## 記

- 一、事業継続に向けた資金繰り支援を活用していただくとともに、雇用調整助成金の特例措置等を活用していただき、従業員の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。また、教育訓練を行った場合には雇用調整助成金の助成額が加算されますので、新入社員については教育訓練の機会を設けるなど将来の戦力として雇用を維持していただくようお願いいたします。
- 二、職を失った方の再就職を促進するためにも求人を積極的に提出していただくなど、職を失った方の肩入れについて特段のご配慮をお願いいたします。また、新卒者については、中長期的な視点に立って採用を進めていただくようお願いいたします。
- 三、2019年度卒業者等のうち入職時期の繰下げをしていた内定者については、できるだけ早期の入職日を確定させるなど、特段のご配慮をいただくとともに、対象となった方からの保障等の要求には誠意を持ったご対応をお願いいたします。
- 四、2020年度卒業予定者等が十分な就職活動を行えるよう、多様な通信手段を活用した説明会や面接・試験等、柔軟な日程の設定などによる一層の募集機会の提供を行うなど最大限柔軟な対応を行うようお願いいたします。
- 五、障害者の方など課題を抱える方の雇用の安定に向け、特段の配慮をお願い申し上げます。また、外国人労働者についても、日本人と同様の配慮をお願いいたします。
- 六、有効契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々等の雇用の安定等を図るため、解雇、雇止めや安易な労働者派遣契約の解除等はお控えいただくなど特段の配慮をお願いいたします。やむを得ず解雇、雇止め等をしようとする場合でも、労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないように、社員寮等に入居している労働者が離職後も引き続き一定期間入居できるよう、できる限りの配慮に努めて頂くようお願いいたします。
- 七、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々を含め、有給の特別休暇制度を設けるなど労働者が休みやすい環境の整備、テレワークや時差通勤の積極的な活用の促進、従業員の感染の予防にむけた取組等を行っていただきますようお願いいたします。その際、妊娠中の女性労働者や、高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する方々に十分な配慮をしていただくようお願いいたします。また、小学校等が臨時休業となる場合等もありますので、子どもの世話が必要な労働者が休みやすい環境の整備をお願いいたします。

# 緊急事態宣言対象地域を往訪した方の把握及び健康観察について（依頼）

標記について、大分県企画振興部長から周知依頼がありましたので、お知らせします。

総企第67-1号

令和2年4月14日

各 位

大分県企画振興部長

## 緊急事態宣言対象地域を往訪した方の把握及び健康観察について（依頼）

先般（4月7日）、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、政府より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出され、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたところです。

県としましては、緊急事態措置を実施すべき区域への不要不急の移動の自粛、及び帰県・転入された方に対し2週間の不要不急の外出自粛と健康観察を要請したところです。

健康観察の実効性を高めるには、上記区域を往訪された方に対し、具体的な健康観察の手法等を明示することが重要であり、既に県職員については、4月8日から実施しているところです。

つきましては、貴団体におかれても、職場内の状況把握や従業員の皆様の健康観察など、感染防止の取組にご協力いただきますようお願いいたします（県への報告等は不要です）。

### 記

#### 〈参 考〉

- 緊急事態宣言対象地域を往訪した方の把握及び健康観察について
- 【健康観察方法】
- （別紙1）4月1日以降の緊急事態宣言対象地域は往訪者名簿（同居者が往訪した場合を含む）
- （別紙2）健康観察票
- ～県民のみなさまへ～

## 緊急事態宣言対象地域を往訪した方の把握及び健康観察について

先般（4月7日）、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、政府より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出され、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたところです。

県としましては、緊急事態措置を実施すべき区域への不要不急の移動の自粛、及び帰県・転入された方に対し2週間の不要不急の外出自粛と健康観察を要請したところです。

健康観察の実効性を高めるためには、上記区域を往訪された方に対し、具体的な健康観察の手法等を明示することが重要であり、既に県職員については、4月8日から実施しているところです。

つきましては、貴職におかれましても、職場内の状況把握や従業員の皆様の健康観察など、感染防止の取組にご協力いただきますようお願いいたします。

### 【健康観察方法】

#### 1. 該当者の把握

- (1) 該当者をリストアップする。（4月1日以降本人または同居者が緊急事態宣言対象地域を往訪した方）（別紙1）
- (2) 該当者に対して、健康観察（下記2. 参照）の必要性を説明するとともに、出勤時及び勤務時間中はマスクを着用してもらうよう促す。

#### 2. 具体的な健康観察の手法

- (1) 本人
  - ① 毎朝、体温を測定し、健康観察票（別紙2）に記入のうえ、職場管理者へ提出する。
  - ② 発熱や症状欄（※）に「有」がある場合には、出勤せずに職場に連絡するとともに、まずは電話でかかりつけ医に相談する。  
※症状:咳、呼吸困難、全身倦怠感、味覚・嗅覚障害など
- (2) 職場管理者
  - ① 毎朝、本人から提出された健康観察票の内容確認を行う。（確認後、本人へ返却）
  - ② 体調不良の症状を確認した場合には、出勤させず、まずは電話でかかりつけ医に相談するよう勧める。



別紙1

部署名

4月1日以降の緊急事態宣言対象地域往訪者名簿(同居者が往訪した場合を含む)

番号	氏名	本人往訪	同居者往訪	本人の往訪歴		同居者の往訪歴			備考
				期間	地域	続柄	期間	地域	
(記入例)	大分 太郎	○	○	4/1~4/3	東京都	長男	3/30~4/5	東京都	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

※緊急事態宣言対象地域:東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県(4/9現在)

別紙2

健康観察票

- これは、4/1以降に緊急事態宣言対象地域を訪問した方の調査票です。自宅に持ち帰り、毎朝記入して管理者へ提出してください。
- 注意深く健康チェックをし、気になる症状が現れた時には、出勤前に職場へ連絡して下さい。健康観察は、14日間とします。

部署名：		氏名：		TEL： - -		Email： @		月	日	月	日	月	日	月	日	備考	
記入例	体温(朝)	36.5℃	36.6℃	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	花粉症あり	
	咳	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有		
1.体温(朝)		℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃		
2.症状欄																	
呼吸器症状	咳	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有
	呼吸困難	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有
その他	全身倦怠感	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有
	味覚障害	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有
	嗅覚障害	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有
その他																	
所属確認者																	

体調不良時連絡先 担当者：

TEL： - - FAX： - -

# 新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の 対象地域拡大に伴う対応について(要請)

九州運輸局自動車交通部長

貴協会及び傘下会員事業者様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大により非常に厳しい状況が続く中、国民生活の維持のため、事業継続に懸命な努力を重ねていただいております。深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大抑止の観点から「最低7割、極力8割の接触削減」を実現すべく、①オフィスでの仕事は、原則として自宅で、②どうしても出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らす、などの対応をお願いしており、貴協会及び傘下事業者様でも、可能な範囲において取組みを進めて頂いていることと存じます。

こうした中で、4月16日に開催されました、新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置を実施する区域を7都府県から全都府県に拡大したところであり、国土交通省としても、所管業界の皆様と密接に連携し、感染拡大の抑制に向けた必要な対応を行うこととなりました。

つきましては、業務多忙の折誠に恐縮ですが、貴傘下事業者に対し、下記事項について周知いただきますよう、お願いいたします。

## 記

1. 最低7割、極力8割の接触削減について、削減目標を何としても実現すべく、在宅勤務を強力に推進していただきますようお願い申し上げます。
2. 今回対象が拡大された県においても、業務継続の体制確認や感染症対策を一層推進し、事業継続にあたっては、十分な感染予防策を講じていただきますようお願い申し上げます。

なお、ご参考まで第11回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部における大臣発言資料を添付いたします。

## 第11回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

### 国土交通大臣発言

#### (基本的対処方針の改訂)

- 昨日の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、緊急事態宣言の対象地域がこれまでの7都府県から全国に拡大されることが決定されました。実施期間は5月6日までです。この決定に伴い、「基本的対処方針」が改訂されました。

#### (人の移動の最小化)

- 人の移動を最小化することについては、昨日の本部で、総理からも、「今後、ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することを、まん延防止の観点から絶対に避けるよう、住民の方々に促していただくようお願いします。」との発言がありました。この発言を受け、国土交通省としても、所管する分野で人の移動を最小化するための具体的な対応をいかに講じていくか、各局において、所管業界とも密接に連携し、すみやかに検討してください。
- これまでも、私から、国民の皆様に対し、都道府県をまたいだ不要不急の移動を控えていただくようお願いしてまいりました。航空局では、発熱のある方に航空機の添乗を控えて頂くため、本日午後から、羽田空港においてサーモグラフィーによる体温確認を開始いたしました。今後、他の空港においてどう対応するかについても、検討してください。  
また、全国の主要な空港や鉄道駅等において、利用者に対し、「ゴールデンウィークに向けて、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動を控えていただく」ことを案内するなど呼びかけを実施してください。

#### (接触機会の削減)

- また、最低7割、極力8割の接触削減については、全ての所管事業者及び関係団体等に対し、在宅勤務の推進など、協力を要請しているところですが、削減目標を何としても実現すべく、所管事業者や関係団体等と連携しつつ、在宅勤務を強力に推進してください。併せて、国土交通省としても、現状、テレワークをするための必要な機材の数等に課題があることは承知しており、皆様に大変ご不便をおかけしますが、種々工夫をしていただき、必要な行政機能は維持しつつ、出勤職員の削減を進めてください。

## (公共交通や物流の機能の維持)

- 一方、国土交通省の所管する公共交通や物流は、我が国の国民生活や経済活動等を支える重要なインフラであり、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、緊急事態においても必要な機能を維持することが求められています。このため、今般、新たに緊急事態宣言の対象となった地域においても、公共交通や物流の機能が維持されるよう適切に対応する必要があります。なお、これまでの航空の減便や新幹線等の減便については国土交通省としても報告を受けており、法律の趣旨に鑑みても、問題ないものと考えています。
- 国土交通省として、国民生活や経済活動等を維持すべく、感染防止対策の一層の徹底を図りつつ、全国の感染発生状況や国民生活、経済活動の動向等、最新の情勢を丁寧に把握しながら、関係地方公共団体や関係事業者と連携して、必要な輸送機能の確保に万全を期してください。
- また、関係各局においては、今回対象が拡大された道府県の指定地方公共機関に対し、それぞれの業務計画に基づき、業務継続に向けた体制の確認、感染対策の実施等、緊急事態においても、旅客及び貨物の運送を確保するため、必要な措置を講ずるよう要請してください。特に、緊急物資輸送については、要請があった際に速やかに対応するよう関係省庁とも連携し、体制の確認に万全を期してください。
- 更に、基本的対処方針により事業継続が求められている事業として例示されている、運送事業、自動車整備、下水道、ホテル・宿泊業、河川や道路等の公物管理、公共事業等について、今回対象が拡大された道府県においても、業務継続の体制確認や感染症対策の一層の推進を行うよう要請してください。
- 全都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域とされる、まさに困難ともいうべき事態を乗り越えるため、国土交通省としても、一丸となって取組を進めていく必要があります。各局においては、一層の緊張感をもって、改訂された基本的対処方針を踏まえ、感染収束に向けて、人の移動と最小化と接触機会の削減に全力を挙げて取り組んでいただくことを強く要請します。
- 私からは以上です。

# ● 国税だより

## 個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予が認められることがありますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください(納税の猶予:国税通則法第46条)。

### ○ 個別の事情

ケースによりご用意  
いただく資料が異なります。  
まずはお電話でご相談を!

#### (ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

#### (ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

#### (ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

#### (ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

(注) 申請に必要な書類等については、最寄りの税務署(徴収担当)にご相談ください。

税務署において所定の審査を早期に行います。

### ○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ▶ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

○大分税務署 (電話 097-532-4171) ※自動音声案内

## 陸災防だより

# 令和2年度 講習案内

## ～ 現場の安全は、教育から ～

◆受講希望日が決まりましたら、電話にてご予約下さい。(講習月の2ヶ月前から受付開始)

- |  |  |
|--|--|
| ◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名)<br>大分労働局長登録・登録番号第48-5号 | 6月17日(水)・18日(木)<br>10月26日(月)・27日(火)<br>1月21日(木)・22日(金) |
| ◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員30名)                        | 7月13日(月)   |
| ◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員30名)                 | 9月11日(金)   |
| ◎交通労働災害防止担当管理者教育 (定員20名)                     | 10月16日(金)  |

※各々定員になり次第締め切ります。

### 【受講料等のご案内】(税込)

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩し実務経験3年以上	8,800円	1,595円
積卸し作業指揮者		7,700円	1,925円
車両系荷役運搬機械		7,700円	1,925円
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写	5,500円	1,595円

### 【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部 (リクサイボウオオイトケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担でお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。

(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

### 〔問い合わせ先〕

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
大分県支部

☎ (097) 556-7866

FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27  
大分県トラック会館内

# 受講申込書（修了証台帳）

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

縦3.0cm 横2.4cm  
 写真の裏に氏名  
 を記入のこと。  
 デジカメ 不可  
 カラーコピー 不可  
**写真1枚**  
 (貼らないこと)

受講 年月日	自 令和 年 月 日	受講講習名	
	至 令和 年 月 日		

フリガナ 氏名	男 ・ 女	※ 修了証 交付	番号 年月日	第 号 令和 年 月 日
生年月日	昭和 平成 年 月 日			
現住所	〒 [ ][ ][ ] - [ ][ ][ ][ ]		TEL	- -
			携帯電話	- -
			FAX	- -
勤務先 所在地	〒 [ ][ ][ ] - [ ][ ][ ][ ]		TEL	- -
			FAX	- -
フリガナ 名称			※ 事業主 証明	昭和・平成 年 月から 平成・令和 年 月まで 経験 年 ヶ月 (印)

下欄に、本人確認書類(自動車運転免許証)の写しを添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	

- 注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。  
 2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。  
 ( 特定の場合とは、はい作業主任者技能講習を指す。 )

申込年月日	令和 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	(印)

※	資格証写	写真	講習料	担当者	実施管理者
照合			現金・振込		
	入金日 / 受講料	テキスト代	合計	円	



# 大分労働局長登録教習機関 大分産業機械技能教習所だより

## 令和2年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表

区別	試験種別		講習内容		講習料		講習実施月日	
	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	6月	7月
免許	移動式クレーン 登録第38号	全科(学科・実技)	6日	26H	99,000	4,565	15日～18日と 22日～23日	9日～10日と 13日～16日
		実技のみ	6日	9H	90,200			
技 能 講 習	車両系建設機械 登録第36号	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者 (3ヶ月以上)	3日	14H	49,500	1,400	3日～4日 17日～18日	2日～3日 15日～16日
		全科(学科・実技)	6日	38H	93,500	1,400	8日～12日と 15日 22日～26日と 29日	6日～10日と 13日 20日～22日と 27日～29日
	解体用 登録第3-21号	車両系(整地等・旧解体)技能講習所持者	1日	5H	165,200	1,570	3日	1日
	不整地運搬車 登録第3-23号	車両系(整地等)技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	35,200	1,570	15日～16日	
	高所作業車 登録第3-22号	移動式・小型移動式クレーン技能講習所持者	2日	12H	37,400	1,880	8日～9日 24日～25日	20日～21日
		普通運転免許所持者	3日	14H	38,500	1,880	8日～10日	20日～22日
		普通運転免許なし	3日	17H	47,300	1,880	24日～26日	
	小型移動式クレーン 登録第3-20号	玉掛・床上ク技能講習クレーン免許所持者	3日	16H	41,800	1,340	9日～11日 23日～25日	7日～9日 27日～29日
		免除なし	3日	20H	46,200	1,340		
	玉掛 登録第41号	小ク・床上ク技能講習移ク・クレーン免許所持者	3日	15H	19,800	1,650	3日～5日 17日～19日	1日～3日 15日～17日 28日～30日
免除なし		3日	19H	24,200	1,650			
フォークリフト 登録第4-1号	フォークリフト特別教育(3ヶ月)大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)	2日	11H	16,500	1,650	8日と12日 22日と26日	6日と10日	
	大型・中型・普通運転免許所持者				1,650	1班 8日～11日 22日～25日	6日～9日	
			4日	31H	29,700	2班 8日と 15日～17日 22日と 29日～7/1日	6日と 13日～15日	
		普通運転免許なし	5日	35H	30,800	1,650	13日～14日と 20日～21日	
シヨベルローダー 登録第4-2号	大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)	2日	11H	15,120	1,836	受講希望者が一定の人数に達した時点で実施を検討します。		
	大型・中型・普通運転免許所持者	5日	31H	31,320	1,836			
特別教育	クレーン等(吊り上げ過重5トン未満)	2日	13H	12,100	1,705	22日～23日	6日～7日 21日～22日	
	小型車両系(機体質量3トン未満)	2日	13H	12,100	1,340		1日～2日	
	ローラー(制限なし)	2日	10H	12,100	1,360	1日～2日 29日～30日	27日～28日	
	フォークリフト(最大荷重1トン未満)	2日	12H	11,880	1,650	1日～2日	15日～16日	
	職長・安全衛生責任者教育	2日	14H	12,100	1,540	11日～12日 25日～26日	20日～21日	
熱中症予防労働衛生教育	1日	3.5H	4,400	1,430				

☆建設業もあわせ営んでいる会員の皆様

技能講習について次の会社は助成金制度の適用があります。  
建設労働者確保育成助成金(大分労働局 大分助成金センター)

- 1 中小建設事業主であること。
- 2 雇用保険料が「建設の事業」の料率であること。
- 3 受講者が被保険者であること。
- 4 労働保険料を滞納していないこと。

(問い合わせ先)

※受講申込みの際に、助成金利用の旨をお知らせ下さい。

一般社団法人 **大分産業機械技能教習所**  
〒870-0905 大分市向原西1-5-11

☎ (097) 554-2246  
FAX (097) 554-2248

## お知らせ

### 第一・第三土曜日の開業について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年度における当機構業務の土曜日開業につきまして第一・第三土曜日の開業日をお知らせいたします。ぜひご利用ください。

なお、開業した土曜日に代わる休業日は、原則として翌週の月曜日とさせていただきますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

### ◇ 令和2年度 土曜開業日カレンダー ◇

#### 6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

#### 7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

(注: 数字のみは開業日、□は休業日、○は祝日・休日を表しています)

### 独立行政法人 自動車事故対策機構

### 大 分 支 所

〒870-00905 大分市向原西1丁目1番27号 大分県トラック会館3階  
 ☎ 097-558-3155 fax 097-558-3156  
<http://www.nasva.go.jp>

## 適性診断業務「任意診断」の新規受付休止のお知らせ (新型コロナウイルス問題に係る対応)

自動車事故対策機構

現在、新型コロナウイルス問題につきましては、その対応等を含め大きな社会問題となっているところがございます。

この度、政府より緊急事態措置の対象が全国にまで拡大されましたことに鑑み、当機構におきましても全ての支所において、4月22日から5月31日までの任意診断（一般診断、カウンセリング付き定期診断、特別診断）の新規予約受付を休止いたします。すでにご予約いただいている方につきましては実施いたします。

業務診断は輸送の安全を確保するため必要な教育ですので、これまで通り継続いたします。

---

## 運行管理者等指導講習等の開催中止のお知らせ (新型コロナウイルス問題に係る対応)

自動車事故対策機構

当機構においては、新型コロナウイルス問題に係る対応として、4月13日までの間、下記運行管理者等指導講習等の開催を中止させていただいているところですが、この度中止期間を、5月31日までの間と延期させていただくこととなりました。

皆様には、ご迷惑をお掛けして申し訳ございませんが、ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、再開は6月よりと予定しておりますが、ホームページにて情報公開していきますので、確認いただけますようお願い申し上げます。

### 記

- 運行管理者等指導講習（一般講習、基礎講習、特別講習）
- 運輸安全マネジメントセミナー（ガイドライン、内部監査、リスク管理）
- 安全マネジメントコンサルティング、講師派遣、運輸安全マネジメント評価
- 適性診断活用講座

# 運輸局 春の定期人事異動



河津隆幸支局長

## 大分運輸支局長に河津隆幸氏

### 【略歴】

- 昭和38年10月7日生まれ（56歳）、大分県出身
- 平成28年4月 九州運輸局 福岡運輸支局 首席運輸企画専門官（企画調整担当）
- 平成30年4月 九州運輸局 自動車技術安全部 管理課長
- 平成31年4月 九州運輸局 自動車交通部 旅客第一課長
- 令和2年4月 九州運輸局 大分運輸支局長

### 令和2年度 大分運輸支局人事（首席専門官以上）

現 職（退職含む）	氏 名	前 職
定年退職	嘉 村 英 夫	大分運輸支局長
大分運輸支局長	河 津 隆 幸	九州運輸局自動車交通部旅客第一課長
若松海事事務所長	鹿 毛 幸 一 郎	大分運輸支局次長
大分運輸支局次長	久 次 和 浩	大分運輸支局首席運輸企画専門官（総務企画担当）
大分運輸支局首席運輸企画専門官（総務企画担当）	中 川 考 徳	大分運輸支局首席運輸企画専門官（船員担当）
大分運輸支局首席運輸企画専門官（船員担当）	田 中 昭 夫	九州運輸局海事振興部貨物課長補佐
福岡運輸支局首席運輸企画専門官（輸送担当）	天 野 重 信	大分運輸支局首席運輸企画専門官（企画調整担当）
大分運輸支局首席運輸企画専門官（企画調整担当）	吉 岡 順 一	大分運輸支局首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）
大分運輸支局首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）	本 田 勝 司	九州運輸局観光部国際観光課長補佐
九州運輸局観光地域振興課長	中 村 浩 美	大分運輸支局首席運輸企画専門官（運航・船舶担当）
大分運輸支局首席運輸企画専門官（運航・船舶担当）	立 石 博 教	九州運輸局海上安全環境部監理課長補佐
巖島自動車検査登録事務所長	中 元 英 臣	大分運輸支局首席運輸企画専門官（運航労務監理官）
大分運輸支局首席運輸企画専門官（運航労務監理官）	山 下 真 人	若松海事事務所首席運輸企画専門官（運航労務監理官）

# 衝突注意

多発地点：県道696号高崎大分線  
西大分駅かんたん交差点付近高架下



トラックによる橋桁への衝突事故が多発しています。  
列車の運行に支障が生じた場合は  
**損害賠償請求**を行う場合があります。  
事故の防止にご協力をお願い申し上げます。



九州旅客鉄道株式会社 大分鉄道事業部

## 新入会員紹介

下記の方が、入会されましたので、ご紹介します。

会社名 入会年月日	代表者名	種別	営業所の位置	車両数					TEL
				普	小	被	霊	計	FAX
廣瀬運輸(株) 令和2年4月7日	廣瀬 俊明	一般 利用	佐伯市大字鶴望4308番地1	5	1			6	0972-28-8285 0972-28-8285

## 会員名簿訂正方のお願ひ

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
2	(株)サカイ引越センター大分支社 小山田 良太	前田 耕平	代表者の変更
3	(株)上組大分支店鶴崎出張所 松尾 和彦	松崎 弘芳	代表者の変更
3	(株)東陽企画 渡邊 力也	改 光将	代表者の変更
4	(株)セルモ大分営業所 佐々木 五一	岩谷 哲夫	代表者の変更
5	九州産交運輸(株)大分事業所 FAX 097-533-1506	FAX 097-532-1205	FAX番号の変更
12	九州西濃運輸(株)大分支店 西村 正徳	石口 俊一	代表者の変更
12	九州名鉄運輸(株)大分支店 久保田 繁	峰 太一	代表者の変更
12	佐川急便(株)大分営業所 粟崎 哲也	松村 洋幸	代表者の変更
12	九州安芸重機運輸(株)大分支店 藤沢 信博	羽田野 聡	代表者の変更
14	日本郵便(株)大分東郵便局 福嶋 雄二	太田 宗夫	代表者の変更
15	(株)エクシト FAX 097-521-2626	FAX 097-527-4766	FAX番号の変更
15	東九州デイリーフーズ(株) 奈賀 幾次郎	田中 辰典	代表者の変更
21	(有)三大商事 阿部 孝好	井面 雄太	代表者の変更
25	大八輸送(株)大分営業所	大八輸送(株)九州営業所	名称の変更
26	親和流通運輸(株)	親和流通(株)	名称の変更
39	みどり運送(株)日田営業所 FAX 0973-22-1539	FAX 0973-24-5899	FAX番号の変更

# 大分県トラック協会関連施設の改修工事について

下記の施設工事を行いましたのでお知らせ致します。

## ・大分産業機械技能教習所生徒待機室建替工事

(令和2年3月完了)



(西棟)



(東棟)

### 燃料情報

令和2年3月末現在で調査した県内の軽油価格は次のとおりです。

#### 軽油価格調査一覧表

##### 1. 価格(円)

	価格(県内)		
	最高	最低	平均
スタンド平均	118.5	84.0	100.6
ローリー平均	108.0	72.0	89.6
カード平均	99.3	112.5	88.0

##### 2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	8	29.6
出 光	5	18.5
昭 和 シ ェ ル	3	11.1
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	5	18.5
そ の 他	6	22.2
合 計	21	100.0

区分	月	19年										20年		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
スタンド 平均	大分	112.9	114.3	112.2	109.8	106.9	108.1	105.9	107.7	108.3	110.2	107.0	100.6	
	全国	108.2	109.7	105.3	105.1	103.8	102.7	103.2	104.2	105.7	107.9	103.5	95.4	
ローリー 平均	大分	103.2	102.6	99.1	98.2	96.7	96.7	97.1	97.9	99.9	100.8	95.0	87.6	
	全国	100.1	101.2	96.1	95.7	94.0	94.0	94.1	95.6	97.6	99.4	93.9	84.5	
カード 平均	大分	107.2	109.2	104.3	105.0	103.5	102.0	104.4	103.9	106.6	106.8	105.6	88.0	
	全国	106.3	107.8	104.3	103.5	101.0	101.3	101.5	102.4	104.5	106.7	101.9	93.	

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ(消費税抜きの価格)

注) スタンド:スタンドと特約をしている値段の平均

# 軽油価格調査集計表 (令和2年3月)

令和2年4月25日現在  
(公社)全日本トラック協会

令和2年3月 単純計算表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	97.69	85.15	94.18

令和2年3月 元売別集計表 地区:九州(沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
JX日 鉱 日 石	96.48	85.14	95.02
出 光	97.52	87.34	94.70
昭 和 シ ェ ル	100.40	85.06	72.60
エクソンモービル			
キ グ ナ ス			
コ ス モ	100.00	77.73	89.63
そ の 他	97.50	89.57	94.76

令和2年3月 購入量別集計表 地区:九州(沖縄除)

月 間 購 入 量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	78.63	86.20	95.21
30～50キロリットル未満	87.40	85.89	84.93
50～100キロリットル未満	97.50	83.61	
100キロリットル以上	85.70	81.53	87.55

令和2年3月 支払期限別集計表 地区:九州(沖縄除)

支 払 期 限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	96.30	84.82	93.57
30～60日 未 満	98.39	85.36	94.13
60 日 以 上	96.70	84.68	95.55

軽油価格推移表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令和元年11月	106.56	97.03	103.52
令和元年12月	107.02	99.78	105.22
令和2年1月	111.27	100.72	107.40
令和2年2月	107.07	94.97	102.43
令和2年3月	97.69	85.15	94.18

※消費税抜きの価格となります。



## 行事予定表（5月16日～6月15日）

日	曜	行	事
16	土		
17	日		
18	月	2020年度 貨物自動車運送事業安全評価事業（Gマーク）事前説明会（更新）（11：00 大分県トラック会館）	
19	火	2020年度 貨物自動車運送事業安全評価事業（Gマーク）事前説明会（更新）（11：00 大分県トラック会館）	
20	水		
21	木	2020年度 貨物自動車運送事業安全評価事業（Gマーク）事前説明会（新規）（13：00 大分県トラック会館）、令和2年度 第1回おおいたうつくし作戦県民会議（10:00 大分県庁本館）	
22	金		
23	土		
24	日		
25	月	正副会長会（10:00 大分県トラック会館）、第1回臨時理事会（11:00 大分県トラック会館）、大分県トラック事業政治連盟理事会（11:30 大分県トラック会館）第73回定時総会・大分県トラック事業政治連盟通常総会・陸災防大分県支部通常総会（13:00 大分県トラック会館）	
26	火		
27	水		
28	木		
29	金		
30	土		
31	日		
6/1	月		
2	火		
3	水		
4	木		
5	金		
6	土		
7	日		
8	月		
9	火		
10	水		
11	木		
12	金		
13	土		
14	日		
15	月		

## 帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価(円)	ご注文部数
1	運転日報(基本)	100枚	180	
2	運転日報(応用)	100枚	330	
3	乗務日報	100枚	280	
4	日常点検記録簿	1冊	160	
5	日常点検記録簿(トレーラ)	1冊	160	
6	点呼記録表(25名用A)	100枚	620	
7	点呼記録表(25名用B)	100枚	620	
8	点呼記録表(12名用A)	100枚	360	
9	点呼記録表(12名用B)	100枚	360	
10	点呼記録表ファイル(12名用)	1個	1,330	
11	点検整備記録簿	1冊	310	
12	車輛管理台帳	1冊	230	
13	運転者台帳	50枚	510	
14	運転者台帳 索引	1枚	25	
15	運転者台帳ファイル	1冊	820	
16	運行管理者届	1枚	60	
17	整備管理者届	1枚	60	
18	運行管理規程	1冊	210	
19	整備管理規程	1冊	160	
20	タコチャート紙 M7-120	1箱	620	
21	タコチャート紙 M7-140	1箱	620	
22	タコチャート紙 M26-120	1箱	620	
23	タコチャート紙 M26-140	1箱	620	
24	ゼ口旗	1枚	1,530	
25	安全旗	1枚	1,530	
26	運送約款(掲示用)	1枚	110	
27	運送約款(冊子)	1冊	165	
28	運行指示書(輸送文研社)	1冊	490	
29	運行指示書(アルプス印刷)	30枚	410	
30	事故報告書	1枚	210	

ご住所(〒 - )	お電話 ( ) -
貴社名	担当者名

※ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

# 3つの「密」を避けましょう!

①換気の悪い  
密閉空間



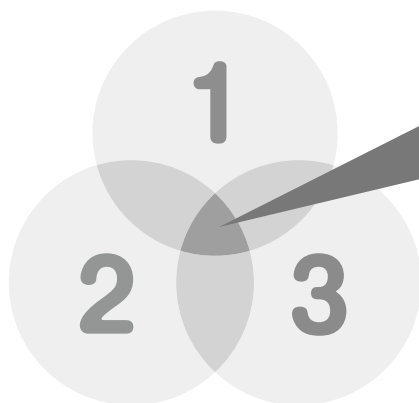
②多数が集まる  
密集場所



③間近で会話や  
発声をする  
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。  
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が  
クラスター(集団)発生の  
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には  
消毒などを行ってください。

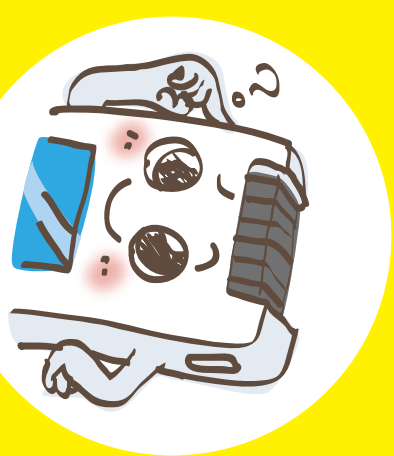


COVID-19

# 新型コロナウイルス対策に対応した アルコール検知器使用

## にあたっての留意事項

新型コロナウイルスの対策として、手洗いとアルコール除菌が基本となっておりますが、手指や検知器をアルコールで除菌した直後の測定による誤検知が散見されています。このため当協議会では、新型コロナウイルス対策を徹底しつつ、アルコール除菌による誤った判定を防ぐために、以下の4つの手順を推奨します。



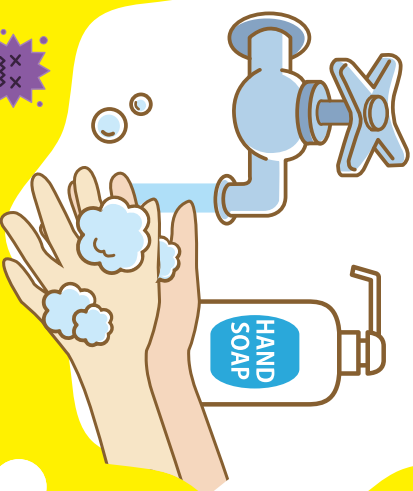
手順 ①

手指を  
アルコール除菌



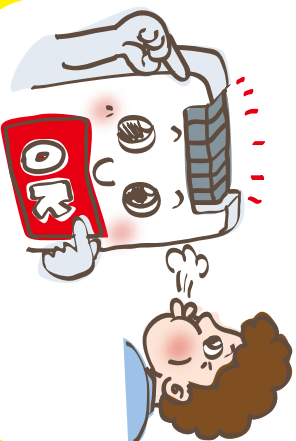
手順 ②

石鹸で手指洗い



手順 ③

アルコール検知器  
の使用



手順 ④

手指を  
アルコール除菌



◎アルコール検知器を使用する際は、室内を事前に十分換気するか、風通しの良い環境を確保してください。

◎手指用のアルコール除菌剤は高濃度のアルコールが含まれており、特にジェルタイプの場合手指に付着したアルコールが完全に乾燥するまで時間がかかることがありますので、十分石鹸で手指洗いを行ってからアルコール検知器を使用してください。

◎また、アルコール検知器の近くに、アルコール消毒液又はアルコールを含む除菌剤や手指洗浄剤を置かないでください。数値表示したり、数値がゼロに戻りにくくなる可能性があります。

※アルコール検知器の除菌方法は、各社の機器特性もありますので、ご使用メーカーにお問い合わせください。